

戸籍の見かた

本籍 氏名	岡山県岡山市北区大供一丁目111番地 ← 岡山 実 ←
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成14年9月13日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】実 【生年月日】昭和23年3月7日 【配偶者区分】夫 【父】岡山茂雄 【母】岡山恵子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和23年3月7日 【出生地】岡山県岡山市 【届出日】昭和23年3月14日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】昭和46年12月17日 【配偶者氏名】倉敷さくら 【従前戸籍】岡山市大供一丁目111番地 岡山茂雄
戸籍に記録されている者	【名】さくら 【生年月日】昭和24年5月4日 【配偶者区分】妻 【父】倉敷秀夫 【母】倉敷榮 【続柄】二女
身分事項 出生	【出生日】昭和24年5月4日 【出生地】岡山県岡山市 【届出日】昭和24年5月16日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】昭和46年12月17日 【配偶者氏名】岡山実 【従前戸籍】岡山市西大寺上二丁目7番 倉敷秀夫
戸籍に記録されている者	【名】一郎 ← 【生年月日】昭和47年5月5日 ← 【父】岡山実 ← 【母】岡山さくら ← 【続柄】長男 ←
身分事項 出生	【出生日】昭和47年5月5日 【出生地】岡山県岡山市 【届出日】昭和47年5月11日 【届出人】父

本籍欄
筆頭者
氏名欄

名欄
生年月日欄
父母欄
父母との
続柄欄

婚姻届の書き方

届出期間	届出の期間はありませんが、届けた日から効力を生じます。
届出地	夫または妻の本籍地、あるいは所在地の市区町村役場
届書通数	岡山市に出すときは一通だけ出してください。
届出人	夫及び妻
添付書類 〔岡山市に届け出る場合〕	(1) 岡山市、倉敷市および玉野市に本籍がないときはその方の 戸籍謄本 または 戸籍全部事項証明書 1通 (2) 届け出の時点で住所の異動があるとき(休日や夜間は受けつけできません) 市内で住所が変わる場合 転居届 市外から岡山市に住所が変わる場合 前住所地の転出証明書 及び転入届

その他の注意事項

婚姻適齢年齢は男子満18歳、女子満16歳以上ですが、満20歳未満の方が婚姻するときは父母(養子縁組をしている場合は養父母)の同意が必要です。
そのときは、届書のその他欄に、

その他	夫未成年につき、この婚姻に同意します。 父 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 岡山 実 (印) 昭和23年3月7日生 母 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 岡山 さくら (印) 昭和24年5月4日生
-----	---

と署名押印するか、または未成年者の父母が証人欄に署名押印すれば、婚姻に合意したことになります。

女性の場合、再婚するには前婚解消後6カ月たたないと婚姻できません。
届出のときは、夫及び妻の印鑑(届書に押したもの)をご持参ください。

婚姻届

平成21年 4月 1日届出

(あて先) 岡山県岡山市北区長

(1)	夫になる人	妻になる人	
	(よみかた) おか やま いち ろう 氏 名 氏 岡 山 名 一 郎 生 年 月 日 昭和 47 年 5 月 5 日	だい く はな こ 氏 名 氏 大 供 名 花 子 生 年 月 日 昭和 50 年 3 月 3 日	
(2)	住 所	岡山市北区大供一丁目	岡山県倉敷市西中新田
	{住民登録をしているところ}	1 番地 1 号 世帯主の氏名 岡 山 一 郎	640 番地 号 世帯主の氏名 大 供 明 治
(3)	本 籍	岡山市北区大供一丁目	岡山県笠岡市笠岡
	{外国人のときは国籍だけを書いてください}	111 番地 番 筆頭者の氏名 岡 山 実	1876 番地 番 1 筆頭者の氏名 大 供 明 治
(4)	父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄 他 の 養 父 母 は そ の 他 の 欄 に 書 いて ください	父 岡 山 実 続き柄 母 さくら 長 男	父 大 供 明 治 続き柄 母 聖 子 三 女
	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	夫の氏 新本籍(左の✓の氏の人が入すでに戸籍の筆頭者になっているときは書かないでください。) 妻の氏 岡山市北区大供一丁目 1 番地 番	
(5)	同居を始めたとき	平成 21 年 4 月	結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください
(6)	初 婚 ・ 再 婚 の 別	✓ 初 婚 再 婚 (死 別 離 別 年 月 日)	✓ 初 婚 再 婚 (死 別 離 別 年 月 日)
(7)	同居を始める前の夫婦のそれぞれのおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
(8)	その他		
	届 出 人 署 名 押 印	夫 岡 山 一 郎 岡 山 印	妻 大 供 花 子 大 供 印

届書は長年保存しますので、鉛筆や消えやすいインクなどで書かないでください。なるべく黒インクまたはボールペンで書いてください。届書に書き込むときは、楷書ではっきりと戸籍のとおり記入してください。には、あてはまるものに✓のようにしるしをつけてください。

- 氏名は旧姓で記入してください。満20歳未満の方は父母(養父母)の同意が必要です。(表紙参照)
- 婚姻届と同じ日に転入(転居)届をされる方は新しい住所を書いてください。(転入届には転出証明書が必要です。)
- 「筆頭者氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。(裏面「戸籍の見かた」参照)
- 実父母の氏名を記入してください。(実父母が婚姻中であるときは母の氏を省略し、名だけ書いてください。また実父母が婚姻を解消している場合はそれぞれの氏名を書いてください。)(裏面「戸籍の見かた」参照)
- ✓をした氏の人が入籍の筆頭者となっていない場合には新しい戸籍がつくられますので希望する本籍を書いてください。新本籍は土地の地番(番地)または、住居表示による街区符号(番)で表示することが出来ます。
- 再婚のときは直前の婚姻について記入してください。
- 養父母のある方はこちらに記入してください。
【例】
妻は 養父「吉備 武士」の養女
養母「冬子」

成年者(20歳以上)2人の署名押印を必要とします。家族、仲人夫婦等同じ姓の方が証人になる場合には別々の印鑑を押印してください。

署 押 生 年 月 日	証 人	総 社 二 郎 総 社 印	総 社 桃 子 総 社 印
	住 所	岡山市南区灘崎町片岡 207 番地 番 号	岡山市南区灘崎町片岡 207 番地 番 号
本 籍	岡 山 市 中 区 国 富 228 番地 番	岡 山 市 中 区 国 富 228 番地 番	

取り扱い及びお問い合わせ先

岡山市北区役所	市民保険年金課 (086)803-1123	各区役所市民保険年金課
中区役所	市民保険年金課 (086)901-1616	各支所
東区役所	市民保険年金課 (086)944-5018	各地域センター
南区役所	市民保険年金課 (08636)2-3140	古都・朝日市民サービスセンター